

## 第5号議案 規約改正案

<改正内容>

- ・会長の任期を最長6年にする規定を追加。
- ・副会長を新たに設ける規定を追加、併せて会長、副会長、事務局長の職務の規定、4委員会の設置と委員の選任についての規定を追加。
- ・顧問を名誉会員に変更。

### 水資源・環境学会規約 改正案

赤字：変更箇所

1. 本会は、水資源・環境学会と称する。
  - (2) 英文名称は Japanese Association for Water Resources and Environment と表記する。
2. 本会は、事務所を京都市中京区に置く。
3. 本会は、その設立の趣旨に賛同する者をもって組織し、水資源および水環境に関する総合的かつ学際的な研究と発表を行なうことを目的とする。
4. 前項の目的を達成するため、学術誌の発行、研究会、講演会の開催、優れた研究の表彰、その他必要な事業を行なう。
5. 本会に入会しようとする者は、理事会の承認を得なければならない。
6. 本会は個人会員と法人会員によって構成され、個人会員および法人会員は以下に定める学会費を納めなければならない。
  - (2) 個人会費は年 5,000 円とする。
  - (3) 法人会費は年 30,000 円とする。
  - (4) 理事会は、会費納入が 3 年以上にわたり滞る者について、その会員資格を停止することができる。
7. 本会の会員は本会の開催する研究会に参加すること、本会の学術誌『水資源・環境研究』に投稿すること、および総会を通じて本会の運営に参加することができる。
8. 会員外で本会の発行する学術誌『水資源・環境研究』を購読しようとする者は、本会と購読契約を結ばなければならない。
9. 本会に、理事、監事、~~顧問~~を置く。
  - (2) 理事は総会において選出され、理事会を組織し、会務を執行する。
  - (3) 監事は総会において選出され、会計および事業について監査する。
  - (4) 理事および監事の任期は西暦偶数年に開催される総会から総会までの2年間とする。
  - ~~(5) 理事会は、会長、事務局長およびその他必要な委員を総会で選出された理事の中から選任する。なお、任期途中で欠員の生じた委員等の後任委員の任期は当該委員の残任期間とする。~~
  - ~~(6) 理事会は特別に学会に貢献した会員を顧問とすることができる。顧問の人数は特に定めない。~~

10. 理事会は会務の執行にあたり、会長、副会長、事務局長および委員会委員を総会で選出された理事の中から選任する。なお、任期途中で欠員の生じた委員等の後任委員の任期は当該委員の残任期間とする。

(2) 会長は本会を代表し、統括する。会長の任期は最長3期6年を越えないものとする。

(3) 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときは会長の職務を代行する。

(4) 事務局長は本会の会計および実務を総括する。

(5) 理事会に研究企画委員会、編集委員会、広報委員会、表彰委員会を設け、委員は理事の中から選任する。

11. 理事会は特別に学会に貢献した会員を名誉会員とすることができる。名誉会員の任期は特に定めない。

12. 本会の経費は、会費、寄付金その他の収入をもって充てる。

13. 本会の会計年度は、4月1日から翌3月末日までとする。

(2) 事務局長は、監事の会計監査を経た後、これを会員に報告しなければならない。

14. この規約を改正するためには、総会の出席者全員の過半数の賛成を得なければならない。

但し

2015年6月6日一部改正

2018年6月2日一部改正

2021年6月19日一部改正